

事業主の
皆さま

兵庫働き方改革推進支援センター

中小企業の「働き方改革」応援します

～令和3年4月のご案内～

「働き方改革 中小企業に影響のある法改正の主な内容」

有給休暇 年5日取得

2019年4月施行

年10日以上の有給休暇が付与されている労働者に対して、年5日については使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

時間外労働の上限規制

2020年4月施行

- 臨時的な特別の事情がなければ、時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間。
- 臨時的な特別の事情があり、労使が合意する場合でも、時間外労働・休日労働の合計が720時間以内、月100時間未満など

同一労働・同一賃金

中小企業は2021年4月より施行

- 正社員と非正規社員（パート・アルバイト等）との不合理な待遇差の禁止。
- 正社員と非正規社員に対する待遇に関する説明義務の強化。

センターが実施している支援サービス

「働き方改革関連法」の施行にともない、3年前に各都道府県に「働き方改革推進支援センター」が設置されました。令和2年度は、電話相談に加え、専門家を企業に派遣する訪問支援を県内750社に行いました。今年度も次の支援サービスを実施しています。

- ① 電話相談** 電話・来所・メールでの相談に応じます。9:00～17:00（土日祝を除く）
- ② 企業訪問支援** 企業に専門家を派遣しています。1社6回まで無料です。詳細は裏面に掲載。
- ③ 相談会を実施** 県内各地域で相談会を行い個別相談に応じています。
- ④ 講師派遣** セミナー、オンラインセミナー、勉強会に無料で講師を派遣しています。
- ⑤ 助成金を活用した業界団体支援** 働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）を活用し、業界団体を支援します。詳細は、センターにお問い合わせください。

連絡・申込み先

兵庫働き方改革推進支援センター（厚生労働省兵庫労働局委託事業）

TEL フリーダイヤル **0120-79-1149** FAX 078-515-6757

Mail hyogo-hatarakikata@lec-jp.com

住所 神戸市中央区港島中町6-1（神戸商工会議所会館9F）

<https://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hyogo/>



企業訪問支援のご案内

令和2年度 県内**750社**がフル活用

～1社6回まで無料でご利用いただけます～

働き方改革関連法の施行にともない、中小企業の法改正への対応を推進する目的で、専門家を企業に派遣する訪問支援を行っています。令和2年度は、県内750社の訪問支援を行いました。お気軽に、ご利用ください。

1 「同一労働・同一賃金」への対応を応援します。

- 来年4月から、中小企業に対しても「同一労働・同一賃金」が施行されます。会社訪問により各社の現状を正確に把握し、的確な支援を行います。
- 「同一労働・同一賃金」の対応にともなう就業規則・賃金規定の見直しについての相談に応じます。

2 生産性向上や労働時間の削減、テレワーク助成金についてアドバイスができます。

- コロナ禍の下、雇用を維持するための助成金の申請についてアドバイスを行ってきました。
- 働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金など生産性の向上、労働時間の削減にかかわる助成金についてアドバイスができます。
- テレワーク助成金について説明し、申請についてアドバイスができます。

3 就業規則・賃金規定の作成方法、見直し方法について相談に応じます。

- 求人・採用ができる企業となるための就業規則・賃金規定の作成・見直しの相談に応じます。
- 雇用維持の助成金申請後、「社内のルールを整備にしたい」との相談も増えています。こうした取り組みを支援します。

4 「時間外労働の上限規制」にともなう各社の対応を応援します。

- 労働時間の管理や削減についてアドバイスを行ってきました。
- 36協定の作成の手順についてアドバイスを行い、協定締結まで支援しました。

企業の訪問支援をご希望の方は下記にご記入のうえ、**FAXでお申し込みください。(FAX078-515-6757)**

会社名		住所	
担当者名・(役職)		TEL	
	()	メールアドレス	
ご相談内容	☐ 同一労働・同一賃金について ☐ 時間外労働の上限規制について ☐ 労働関係助成金について ☐ 就業規則について ☐ 人材確保について ☐ その他()		